

紫波町管理型浄化槽整備事業に関する特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条及び紫波町管理型浄化槽条例（平成17年紫波町条例第10号。以下「条例」という。）第25条の規定により、紫波町管理型浄化槽整備事業を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

平成17年6月24日

紫波町長 藤原 孝

1 事業概要

紫波町管理型浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）は、PFI法に基づき、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、町と事業契約を締結し、実施する事業（以下「PFI事業」という。）をいい、次のとおりである。

(1) 事業名

紫波町管理型浄化槽整備事業

(2) 事業の実施場所

岩手県紫波郡紫波町地内の次の区域

公共下水道事業、農業集落排水事業等の集合処理計画区域を除く全域（以下「整備区域」という。）

(3) 事業内容

ア 整備区域内の一般住宅（店舗付き住宅等を含む。以下「住宅等」という。）を対象とした概ね1,000基の浄化槽建設業務

イ 本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施

ウ 整備区域内の住宅等に設置された浄化槽のうち、町が寄付を受けた浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施

(4) 事業期間

ア 事業期間は、10か年とする。選定事業者は、この間、浄化槽建設業務及び維持管理等業務を実施する。

イ 建設工事期間は、アに掲げる期間のうち契約日（事業開始日）から概ね5年

間とする。

ウ 11年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき整備区域内において、選定事業者が浄化槽を建設し、竣工後、町がその浄化槽を買い取った上で、当該選定事業者が事業期間中における維持管理等業務を遂行する方式（以下「BTO」方式という。）により実施する。

(6) 施設の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、岩手県等の技術基準を満たすものとする。

2 本事業の評価内容

本事業において、町が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合とについて、定量的評価方法及び定性的評価方法の2つの方法を用いて比較することによって、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、町が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合とにおいて、町の財政負担額の比較を行うに当たり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、選定事業者に応募した者の提案内容を制約するものではない。

項目	町が自ら実施する場合	PFI事業により実施する場合
建設期間	10年間	5年間
建設単価	町で試算した額	市場調査の90%
維持管理単価	町で試算した額	市場調査の90%
職員配置 (間接費)	建設期間は3.0人、維持管理期間は2.4人を配置	建設期間は1.7人、維持管理期間は1.1人を配置
起債元金償還	30年償還(5年据置)	
起債利息	年利2.5%	
リスク	算入しない。	
受益者分担金	標準事業費の1/10	
使用料	維持管理費	
割引率	4.0%	
コスト計算期間	40年間(平成18年～平成57年)	

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、町が自ら実施する場合の財政負担額とPFI事業により実施する場合との財政負担額を現在価値換算額で比較した結果は、次のとおりである。

項 目	金額（現在価値）
町が自ら実施する場合	5 1 3 百万円
P F I 事業により実施する場合	3 1 4 百万円
財政負担削減額	1 9 9 百万円

この結果、本事業を町が自ら実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、起債償還が終了するまでの40年間における町の財政負担額が、約199百万円削減されるものと見込まれる。

ウ 選定事業者に移転されるリスクの検討

本事業に、投資した費用とその効果（以下「VFM」という。）の算定に当たっては、本事業におけるリスクを定量化して、町の財政負担の見込額に加算することが望ましいが、本事業については国庫補助事業であること、単年度ごとに所有権を移転するBTO方式であることから、リスク移転相当分は算入しないこととした。

(2) PFI事業により実施することの定性的評価

本事業においてPFI事業とした場合、民間資金、選定事業者の経営能力、技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれる。

ア 事業の推進と河川水質改善の早期実現

町が自ら浄化槽を整備する従来の事業方式では、町の職員配置の制約もあり、多くを期待することは困難であると思われる。全国的な実績から見ても年間40基（平成15年度市町村平均）程度を整備するのが一般的である。これに対してPFI事業では、選定事業者の適切な企業活動により、本事業のように年間200基程度を整備することが可能である。事業の進ちょく速度が格段に早くなることは、当然、その一部の効果は、事業のVFM評価に反映されるものであるが、そのほか本事業においては、水質汚濁が進行しているといわれている北上川水系の水質改善に大きく寄与するものとなる。

イ 単独浄化槽の撤去推進による環境改善

トイレ排水のみを処理する単独浄化槽では、台所、風呂等の生活排水を処理しないで排出するため、生活環境保全上の大きな問題となっている。単独浄化槽を浄化槽に取り替えさせることは、生活排水処理計画、水質改善の実態の面からみても大きな前進である。単独浄化槽を撤去し、浄化槽に代置することについては、選定事業者に必要な業務努力義務を課すことにより、市町村が自ら浄化槽を整備する従来の事業方式よりもPFI事業の方が、より効率的な推進が期待できる。

ウ 浄化槽の維持管理水準の向上

個人設置型浄化槽の場合は、設置、保守点検、清掃、法定検査等の手続きや実施は、すべて設置者個人の金銭的負担で行われてきたことなどの要因から、維持管理等業務がおろそかになり、法定検査の受検率も低い水準に止まってきた。また、市町村設置型浄化槽により、維持管理等業務を市町村が自ら実施する場合においても、設置、保守点検、清掃、法定検査業務の発注が事業ごとに行われるため、必ずしも効率的ではなかった。このような状況に対して、PFI事業で実施する手法は、町から包括して受託した選定事業者が、法令の規定に準拠して、設置から維持管理等業務までを一括して実施することとなる。これにより、従来から指摘されてきた浄化槽の維持管理面で、適正性、的確性などでも格段の向上が期待できる。

エ 住民満足度の向上

平成15年12月の「住民満足度」調査によると、下水道の満足度は、地区別で31.2%から81.1%までとなっており、下水道の整備状況を反映している。本事業により早期に水洗化ができることになり、住民満足度の向上が期待できる。

オ 公衆衛生の向上

生活環境が改善されることにより、公衆衛生の向上が期待できる。

カ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を町と選定事業者との間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

3 総合的評価

本事業は、PFI事業にて実施することにより、町が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約199百万円の町財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、定量化できない町民の生活環境改善についての満足度、河川水質改善の早期実現、浄化槽の維持管理水準の向上など、多くの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第6条に基づく特定事業として選定し、条例第25条の規定により特定事業として推進する。